

お知らせ

当局は、平成27年3月31日に返還された西普天間住宅地区の支障除去措置の一環として、平成27年度に実施した土壌汚染概況調査の結果を踏まえ、平成28年度に土壌汚染詳細調査を実施しました。その結果について、下記のとおり概要をお知らせします。

なお、今後の支障除去措置については、今回の調査結果等を踏まえ、沖縄県や宜野湾市などとも調整をしつつ、適切に対応する考えです。

記

1 調査内容

業務名称：西普天間住宅地区（28）土壌調査設計

- 当局が実施した西普天間住宅地区（27）土壌調査（その1～5）（以下、概況調査）に基づき、対策範囲を確認するための調査を実施。
- 本調査は、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関が法律等に基づき実施。
- 調査対象項目及び分析方法は、以下のとおり。

【調査対象項目】（概況調査の結果）

- ・土壌汚染対策法に基づく
 - i 第一種特定有害物質(土壌ガス調査として)：
ジクロロメタンが4区画（10m×10m）において検出。
 - ii 第二種特定有害物質：
鉛が6区画（10m×10m）で基準不適合（平成26年の宜野湾市の文化財試掘調査の際に確認された1地点を含む）。
砒素が2区画（10m×10m）で基準不適合。
※人為的な汚染でダイオキシン類が検出される恐れがあると考えられる鉛が
検出された箇所については、ダイオキシン類の調査を実施。
- ・油汚染対策ガイドラインに基づく
 - i 油臭：6箇所臭気を確認。
 - ii 油分：68箇所参考基準値（500mg/kg）を超過。

【分析方法】

ア 土壌汚染対策法の対象項目

土壌溶出量試験：環境省告示 第18号

土壌含有量試験：環境省告示 第19号

全含有量分析：底質調査法Ⅱ.5.9に示された方法

イ 油

油臭：油汚染対策ガイドラインに示される方法（６段階）

油分（ノルマルヘキサン抽出物）：環境庁告示第５９号（重量法）

ウ ダイオキシン類

土壌含有量試験：ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアルに基づく方法

2 調査結果

ア 土壌汚染対策法の対象項目

i ジクロロメタン

- 検出された４区画において、琉球石灰岩の手前までボーリング調査を実施したところ、全試料（２０検体）が土壌溶出量基準に適合しました。

ii 鉛

- 土壌溶出量、または土壌含有量基準の不適合が確認された６区画において、深度方向の調査を実施したところ、対策が必要な深度（基準適合が確認された深度）は、１ｍが４区画、１．３ｍが１区画、２．５ｍが１区画であることが確認されました。

iii 砒素

- 土壌溶出量基準の不適合が確認された２区画の周辺において、平面分布の追加調査を実施し、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に従って自然由来の判定を実施したところ、以下の条件をすべて満たし、自然由来によるものと判定されました。
 - ① 対象物質が自然由来の可能性のある砒素であること（県内においても自然由来の砒素が多く確認されている）。
 - ② 全含有量の濃度が自然由来の汚染と判断する際の上限值（ 39mg/kg ）以内であり、土壌溶出量が基準値の１０倍（ 0.1mg/L ）以内であること。
 - ③ 含有量の分布に局在性が認められないこと。

イ 油

- 油臭（油臭１以上）及び油分（調査上の参考基準値 500mg/kg 以上）が確認された６９区画に隣接する区画のうち、未調査の２１６区画において追加調査を実施したところ、２４区画で油臭及び油分が確認されました。
- 概況調査で確認された６９区画と追加調査で確認された２４区画の計９３区画において、詳細調査として油の分布深度を確認したところ、対策を行う深度は、０．５ｍが６２区画、１．０ｍが２３区画、１．５ｍが３区画、２．０ｍが３区画、３．５ｍが１区画、４．５ｍが１区画であることが確認されました。

ウ ダイオキシン類

- 人為的汚染と考えられる鉛の基準不適合が確認された6区画について分析を実施したところ、全試料（6検体）が土壤環境基準に適合しました。

3 調査結果の評価

- これまでの調査の結果、鉛の基準不適合とされた区画と、油臭・油分が確認された区画は重複しておらず、複合汚染は確認されておられません。
- 土壤汚染概況調査(平成28年5月報告)において砒素の土壤溶出量基準の不適合が確認された2区画については、自然由来によるものと判定され、現時点において、周辺地域へ健康被害を生じさせている状況ではないこと、また、当局が実施する支障除去措置において掘削等の形質変更を行わない範囲に所在することから、旧来のままとします。
- 西普天間住宅地区は、関係者以外の立入が制限されており、ただちに健康被害を発生させる状況ではありません。

4 今後の対応

- 既往の概況調査と今回の詳細調査の結果を踏まえて、今年度に対策を実施します。
- 対策土量は、鉛の基準不適合土壌が約800m³、油が約7,200m³と算定されます。
- 対策は、計画している支障除去期間（平成29年度）内に確実に実施できる掘削除去によることとし、沖縄県や宜野湾市などと調整のうえ汚染拡散防止に十分配慮し実施します。

(問い合わせ先)

沖縄防衛局 管理部 返還対策課長 松並 大二郎

098-921-8156（内線430）

沖縄防衛局ホームページ（<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>）